

ビジョン部会検討テーマ

1 我が国の廃棄物・リサイクル法制度の課題と今後の動向

(論点)

- ・循環基本法と個別法（容器包装リサイクル法など）における課題と今後の方向性
- ・家庭からの有害・危険ごみ対策の今後の方向性（拡大生産者責任の視点から）

(資料)

- 1-① 循環型社会形成推進のための法体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-② 家庭系有害廃棄物の排出実態について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 1-③ 拡大生産者責任と適正処理困難物対策の考え方について・・・・・・・・ 4
(中環審での「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」の報告より)
- 1-④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案について・・ 5
(平成15年3月11日、第156回国会に提出)
(1-③で示されている方向性については本法律案には盛り込まれていない。)

2 地球温暖化防止に資する循環型社会と具体的目標

(論点)

- ・地球温暖化防止に配慮した目標値の設定に関する考え方

(資料)

- 2-① 京都市の地球温暖化防止と循環型社会構築に向けた具体的な取組事例・・ 6
- 2-② 3Rと温室効果ガス排出量の関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2-③ 二酸化炭素削減目標の設定にあたっての考え方・・・・・・・・・・ 8
- 2-④ 数値目標の設定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2-⑤ 廃棄物処理法、循環基本計画、京都府の目標値・・・・・・・・・・ 10

3 元気が出る明るい循環型社会の構築に向けて

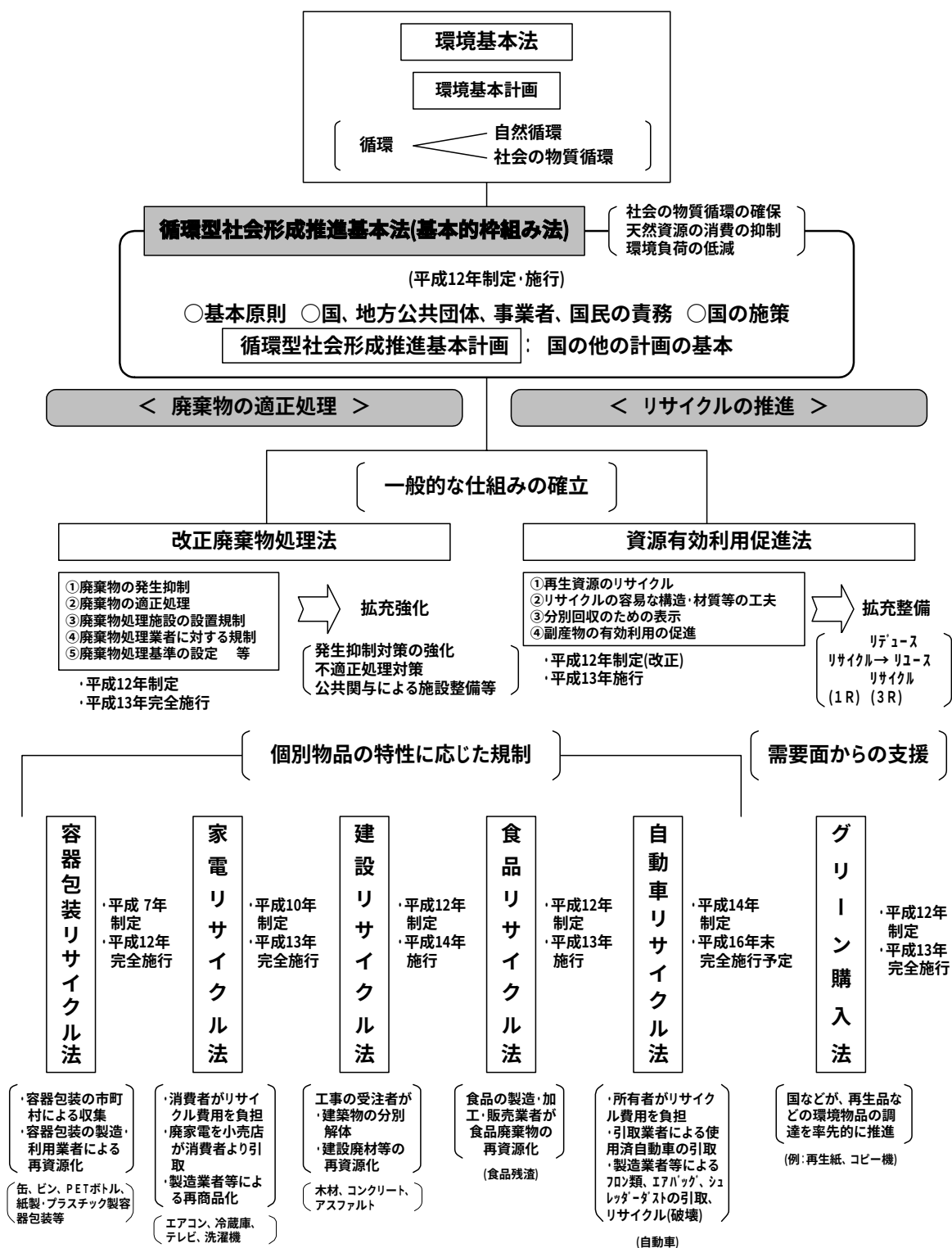
(論点)

- ・上流対策はなぜ進まないのか
- ・中間まとめに掲げる上流対策（修理・再使用など）の取組事例を具体的施策につなげていくための仕組みと行政が行える支援策
- ・「京都らしさ」をどのように打ち出していけばよいか
京都市が上流対策に取り組んでいくために参考になる他都市等の参考事例

(資料)

- 3-① 上流対策に係る取組イメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3-② 上流対策（リペア・リユースなど）の取組事例と今後の方向性（案）について
・・・・・・・・・・ 12

循環型社会形成推進のための法体系



出典：経済産業省資料を基に一部加筆

「未知なるごみ」を追って

—— 家庭系有害ごみと引越しごみの実態 ——

高月 紘

京都大学環境保全センター 教授

今日、家庭系ごみの適正処理やリサイクルに関する社会システムが次第に整備されつつある中で、日本では、まだほとんど手がつけられていな

い家庭系有害廃棄物や引越しごみの問題について京都市環境局の協力を得て、その排出実態の一部を明らかにしたので情報提供してみたい。

1 家庭系有害廃棄物

2000年秋、京都市左京区のある地区の126世帯をモデル地区として、その地区の市民からの協力により家庭系有害廃棄物を3カ月間、1カ月に一度拠点回収しその実態を調査した。ここで言う有害廃棄物とは表1に掲げるようなものを指すが、ともかく今まで一般家庭ごみとして出していくものをこの際出してくださいと呼びかけた。回収物品には購入後、経過年数及び使用停止後の経過年数を記入するシールを貼付するよう求め、家庭内での有害廃棄物の

蓄積、排出過程を推定する情報を得た。

79世帯のごみを見ると...

家庭系有害廃棄物の回収において3カ月の回収で1度以上回収に参加した世帯は126世帯中79世帯（参加率62%）であった。回収した廃棄物の内訳は表1に示す。結果的にはこれら家庭系有害廃棄物は各世帯当たり約35個、7・8kg近く保管されていることが明らかにになった。

中身を見ると個数では圧倒的に電池が多いが、スプレー

品やカセットボンベなどの可燃性危険物、漂白剤やトイレ洗浄剤などの洗浄剤も多く、意外に多いのが医薬品や化粧品で、これらは残量も多い。次に重量で見ると小型の家電製品や消火器が多いが、これは1個当りの重量が大きいので納得できる。次に液体燃料が多いのは、古い灯油などが結構排出されていたためである。カー用品や塗料などの無視できない量が排出されている。そして今回わずか79世帯の回収であったが、回収時に容器のひび割れや腐蝕で液もれなどの事故を数多く経験し、これらの廃棄物の回収時の困難さも実感した。

使用されないままの有害ごみも。

次に排出時に、購入後の使用状況を記入してもらったシール



悩みのごみ相談

●排出禁止物 各市町村が定期ごみ収集において、有害性、危険性、引火性などの理由で各家庭からの排出を禁止しているもの。

ル記録をもとに各有害廃棄物の家庭内フローを推定してみたいものの一例が図-1である。どの製品も年間使用量の3〜15%程度の量が使用されず不要となっていた。使用量に対する不要となっていた割合が最も多いのは塗料であった。今回の調査の対象とした家庭系有害廃棄物は、現在多くの都市で通常の定期収集における「排出禁止物」に該当するものや市民感情として普通ごみに出しにくいものが大半を占めている。したがって、今回の調査で各家庭で本当は処分したいが、やむを得ず保管していたやつかいな廃棄物にどんなものがあり、それがどの程度保管され蓄積されつつあるかが明らかになった。ちなみに、わが国の主要な都市の排出禁止物のリストは表-2のようになっている。比較的どの都市も似たようなものを排出禁止物に指定している。

適正処理の仕組みがない。しかし、これらの物について

表-2 主要な都市の排出禁止物

2001年度調査

		札幌市	東京23区	横浜市	川崎市	名古屋市	大阪市	福岡市
有害性のある品目	バッテリー	○	○	○	○	○	○	○
	溶剤・塗料	○	○	○		○	○	○
	農薬・化学薬品	○	○	○		○	○	
危険性のある品目	エアゾール缶						○	
	消火器	○	○	○	○	○	○	○
引火性のある品目	麻油	○					○	
	灯油・ガソリン		○	○		○	○	○
	マッチ・ガスライター		○				○	
処理施設の機能に支障をきたす品目	ピアノ	○	○	○	○	○	○	○
	耐火金庫	○	○	○	○	○	○	
	量			○				
	オートバイ	○	○	○	○	○	○	○
	石油ストーブ						○	
その他	廃タイヤ関係	○	○	○	○	○	○	○
	ガスボンベ	○	○	○	○	○	○	○
	農薬系廃棄物							○
	土砂・建築系廃棄物			○		○	○	
	車両	○	○			○	○	○
燃排出禁止物	ニカド電池	○		○	○			○
	家電4品目	○	○	○	○	○	○	○

て具体的な引き取り先を確保し、市民に広報している都市は非常に少ない。一方、ヨーロッパやアメリカでは国や州によって定期的にこれらの家庭系有害廃棄物を回収し適正処理するシステムが導入されているところがあるが、わが国では乾電池等で回収システムがあるのみでそれ以外の物

については手付かずである。今後、わが国でもこれらの家庭系有害廃棄物をどのような形態で管理し、処理して行くかは重要な課題となってくるものと思われる。その際、単に受け皿作りだけでなくその処理責任や費用負担を明確にした社会システムの構築が強く望まれる。

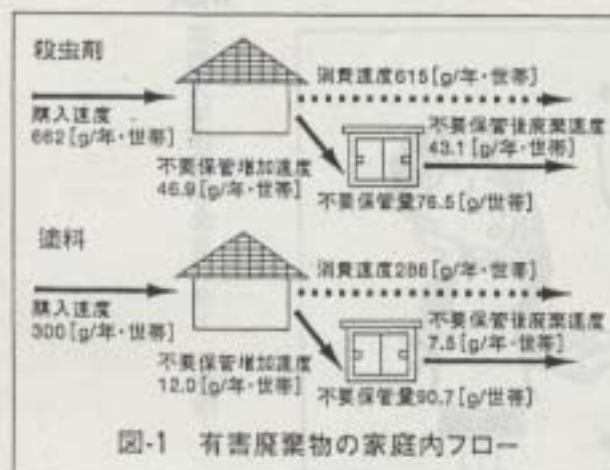


図-1 有害廃棄物の家庭内フロー

表-1 家庭系有害廃棄物の排出実態 (79世帯)

大分類	10月		11月		12月		合計	
	重量[g]	個数	重量[g]	個数	重量[g]	個数	重量[g]	個数
化学薬品	3,480	6	2,134	8	0	0	5,614	12
殺虫剤	4,176	31	2,040	10	3,580	31	9,796	72
医薬品	1,138	44	469	8	5,864	112	8,271	164
カー用品	17,804	24	3,810	8	6,179	15	27,593	47
塗料	7,722	24	9,342	25	9,423	36	26,487	85
液体燃料(灯油)	23,838	8	0	0	23,800	6	47,638	12
カセットボンベ	995	6	3,270	14	1,642	15	5,907	35
マッチ・ライター	186	49	220	2	726	17	1,132	58
スプレー品	6,329	58	3,509	24	3,193	28	13,031	110
洗剤	9,489	68	6,271	48	17,379	78	33,139	194
化粧品	5,775	65	2,322	30	6,440	79	14,537	174
消火器	29,380	9	17,170	3	17,000	8	63,550	20
蛍光管	17,211	127	1,430	8	9,610	62	28,251	197
電球	156	6	48	4	1,033	30	1,237	40
電池	13,709	332	1,342	59	20,561	695	35,612	1,086
家電	94,676	55	39,070	27	50,866	43	184,712	125
刀物	3,342	29	185	3	652	5	4,189	37
その他	28,835	86	26,399	70	51,170	107	106,404	263
総計	268,241	1,025	120,841	349	230,018	1,367	619,099	2,741

拡大生産者責任と適正処理困難物対策の考え方について

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会では、廃棄物の処理責任の徹底、適正処理の確保、排出抑制と円滑なリサイクルの推進の観点から、廃棄物・リサイクル制度の基本問題について検討を行い、平成14年11月に「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」の最終とりまとめを報告しており、廃棄物の定義、廃棄物の区分、排出者責任、拡大生産者責任などの各論点について考え方が示されている。

この中から、「拡大生産者責任による適正な処理・リサイクルの推進」に関する議論のうち、主に適正処理困難物対策の視点について以下に示す。

(現 状)

- ・我が国においては、事業者に対する責任として、循環型社会形成推進基本法における拡大生産者責任の概念の明記、リサイクル関連法における拡大生産者責任の具体化が行われているところ。
- ・廃棄物処理法において、従来から事業者の責務として物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物となった場合における処理困難性をあらかじめ評価し、製品開発を工夫すること、処理方法についての情報を提供すること等により、その適正な処理が困難になることがないようにする旨が定められており、適正処理困難物制度によりタイヤなどが適正処理困難物として指定されている。

⇒ 市町村における処理困難物の増加や不法投棄の問題に対して、生産者が一定の役割を負うべきとの指摘

(見直しの方向性)

- ・一般廃棄物の処理責任を有する市町村が有害性、危険性などの点から処理困難なものについて、その適正処理を確保するため、拡大生産者責任の趣旨に基づき生産者による製品設計・素材選択の工夫や、引取り・処理などの取組を求める制度の一層の拡充が必要。
- ・このような制度の対象となる要件を明確にした上で、必要に応じて柔軟な対応をするため、生産者にこれらの取組を求める基本的な枠組みを設けることが必要。

出典：中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」より

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の一部を改正する法律案について

◇背景◇

廃棄物の排出量が高水準で推移していることに加え、青森・岩手県境不法投棄事件のような不適正処理事例が依然として問題となっており、更なる不適正処理への対応が必要となるとともに、効率的な廃棄物処理を確保するための制度の合理化が必要。

(1) 不適正処理への対応等のための措置

- ① 報告徴収及び立入検査権限の拡充（廃棄物であることの疑いのある物についての報告徴収及び立入調査権限の創設等）
- ② 不法投棄等に係る罰則の強化（不法投棄等の未遂罪の創設等）
- ③ 国の責務の明確化（国の責務として、広域的な見地からの地方公共団体の調整、職員の派遣を明文化）
- ④ 廃棄物処理業等の許可手続の適正化（欠格要件に該当することとなった者等の許可の取消しの義務化、欠格要件の追加）
- ⑤ 事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準の策定等

(2) 効率的な廃棄物処理の確保等のための措置

- ① 廃棄物処理業の許可に係る特例制度の整備（一定の広域的な処理を行う者について、環境大臣の認定により廃棄物処理業の許可を不要とする等の特例制度の創設）
- ② 廃棄物処理施設の設置許可規制の合理化（設置許可を受けている産業廃棄物処理施設について、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合において、届出により一般廃棄物処理施設の許可を不要とする特例制度の創設）
- ③ 廃棄物処理施設整備計画の策定

京都市の地球温暖化防止と循環型社会構築に向けた具体的な取組事例

1 自主的な取組みを促すための仕組みづくり

(1) 市民、事業者、行政の各主体が協働して具体的に取るための組織化

- ①「京のアジェンダ 21 フォーラム」の設立 (1998 年設立、現在 496 会員)
- ②「ごみ減量推進会議」の設立 (1996 年 11 月設立、現在 270 会員)
- ③「地域ごみ減量推進会議」の設立 (1997 年 1 月設立、現在 51 団体)

(2) 市民、事業者の具体的な取組み

- ①京都独自のローカル版環境マネジメントシステムスタンダード (K E S)
認証制度の創設 (京アジェンダ 21 フォーラム KES 認証 現在 208 件)
- ②環境にやさしい新しい観光都市づくり
(京アジェンダ 21 フォーラム エコツーリズムWG)
- ③公共交通機関や自転車の利用促進など環境にやさしい交通体系の創出
- ④ごみ減量・リサイクル推進店 (めぐるくんの店) 認定制度 (認定：現在 843 店舗)
- ⑤廃食用油の回収運動
(回収拠点 現在 766 拠点，年間約 12 万ℓ回収 (平成 14 年度実績))
- ⑥買物袋の持参や簡易包装推進キャンペーンの実施
- ⑦フリーマーケットの開催・活用 など

(3) 環境意識の定着に向けた取組み

- 「COP3 開催記念館 京エコロジーセンター」の建設 (2002 年開設) など
(※現在：平成 15 年 3 月 31 日現在)

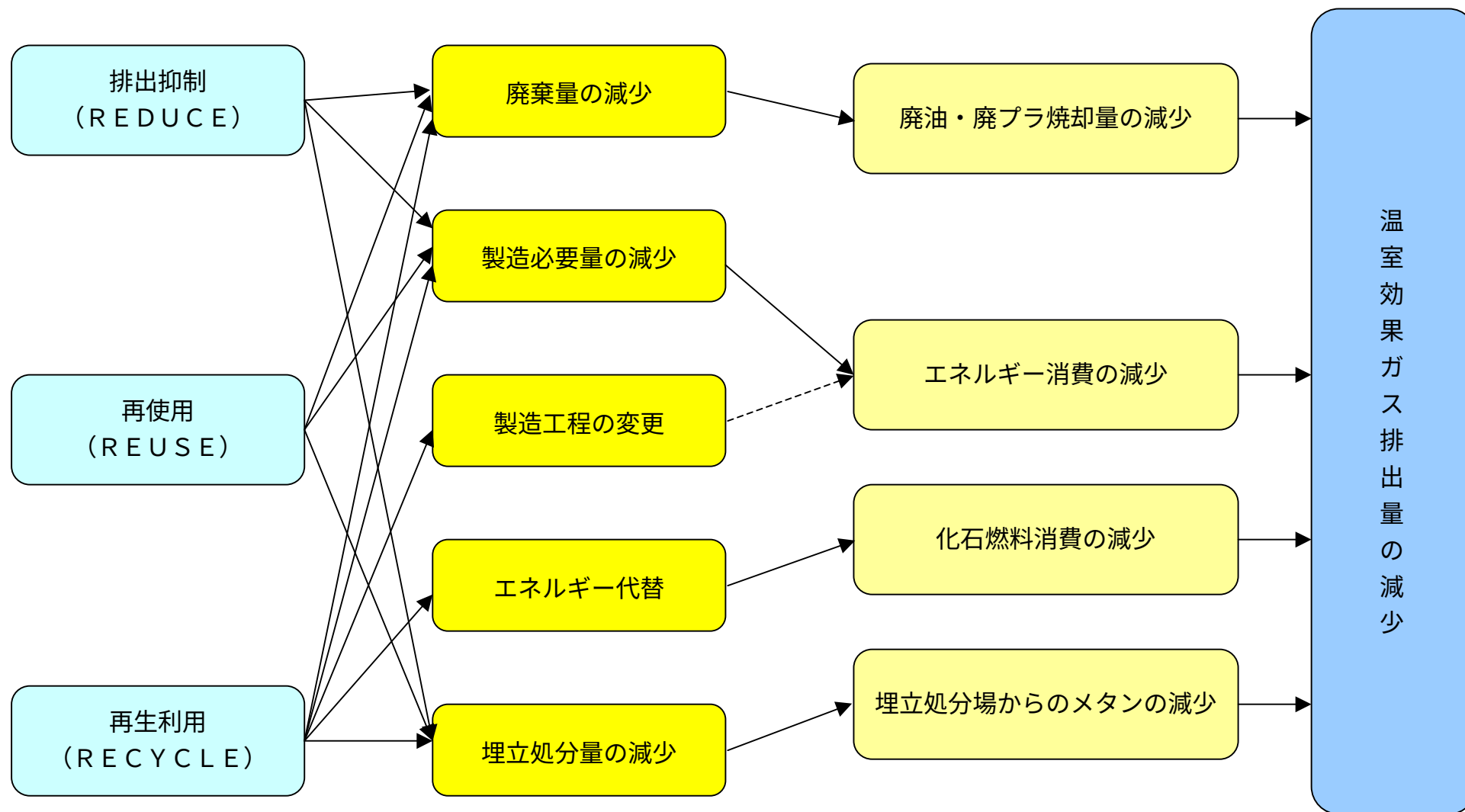
2 発生抑制・再資源化を促進する施策

- (1) 減量計画書による排出事業者への指導・強化
- (2) 持込ごみの累進制料金体系の導入
- (3) 家庭の空き缶・空きびん・ペットボトルの資源ごみ収集
- (4) 紙パックの拠点回収
- (5) その他プラスチック製容器包装のモデル分別収集
- (6) 鍋・釜・やかん等の小型金属類の分別収集
- (7) 使用済み乾電池の拠点回収 など

3 資源・エネルギー循環型の施設整備

- (1) 缶・ビン・ペットボトルの再資源化施設
(南部及び北部資源リサイクルセンター: 60 t/日稼動及び 40 t/日予定)
- (2) 廃食用油燃料化プラントの建設 (精製能力 5,000 ℓ/日 予定)
- (3) 生ごみのバイオガス化技術実証研究プラント (実験事業：能力 3 t/日)
- (4) ごみ発電 (東部 CC:8,000kW、南部 CC:8,000kW、東北部 CC:15,000kW 稼動
及び北部 CC:8,500kW 予定)
- (5) 焼却灰の有効利用 (灰溶融施設の整備検討)

3 Rと温室効果ガス排出量の関係



二酸化炭素削減目標の設定にあたっての考え方

① 厨芥類、紙類、廃食用油等のバイオマスの燃焼に伴うCO₂も含めるべきか。

バイオマスは植物の光合成により大気中のCO₂が固定されたもので、燃やしても長期的には大気中のCO₂は増えない（カーボン・ニュートラル）といえる。よって、京都議定書に基づくわが国の総排出量には含まれていない。

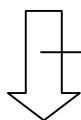
② どのような排出要因と削減活動を対象として指標を設定すべきか。

<設定範囲 1>

一般廃棄物中の廃プラ焼却起源のCO₂を計上

（京都市地球温暖化対策地域推進計画の廃棄物部門の算定法に対応）

- ・プラスチック以外の3Rの効果は反映できない。

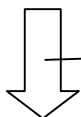


<設定範囲 1>に、市清掃施設、車両における燃料・電力などのエネルギー消費に伴うCO₂排出量を加算。

<設定範囲 2>

廃プラ焼却起源のCO₂および市処理施設・車両によるエネルギー消費に伴うCO₂排出量を計上（地球温暖化対策推進法に基づく実行計画（京都市エコオフィスプラン）における環境局の排出量算定法に対応）

- ・法令に基づき算定。
- ・ごみ発電、バイオガス発電（施設内利用分）の効果は反映される。
- ・数値の把握が容易で、信頼性・継続性も高い。
- ・3R効果の反映は不十分。

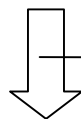


<設定範囲 2>に、リサイクルを行うことによるCO₂排出量の増減および売電等によるCO₂削減効果を加算。

<設定範囲 3>

再生利用、熱回収まで含めた評価

- ・京都市のデータだけでは民間リサイクルは評価できない。
- ・市施設以外のデータ入手可能性、更新性に限度がある。



<設定範囲 3>に、天然資源の投入から生産・消費・廃棄までの全過程におけるCO₂排出量を加算。

<設定範囲 4>

発生抑制、再使用も含めた循環全体を評価

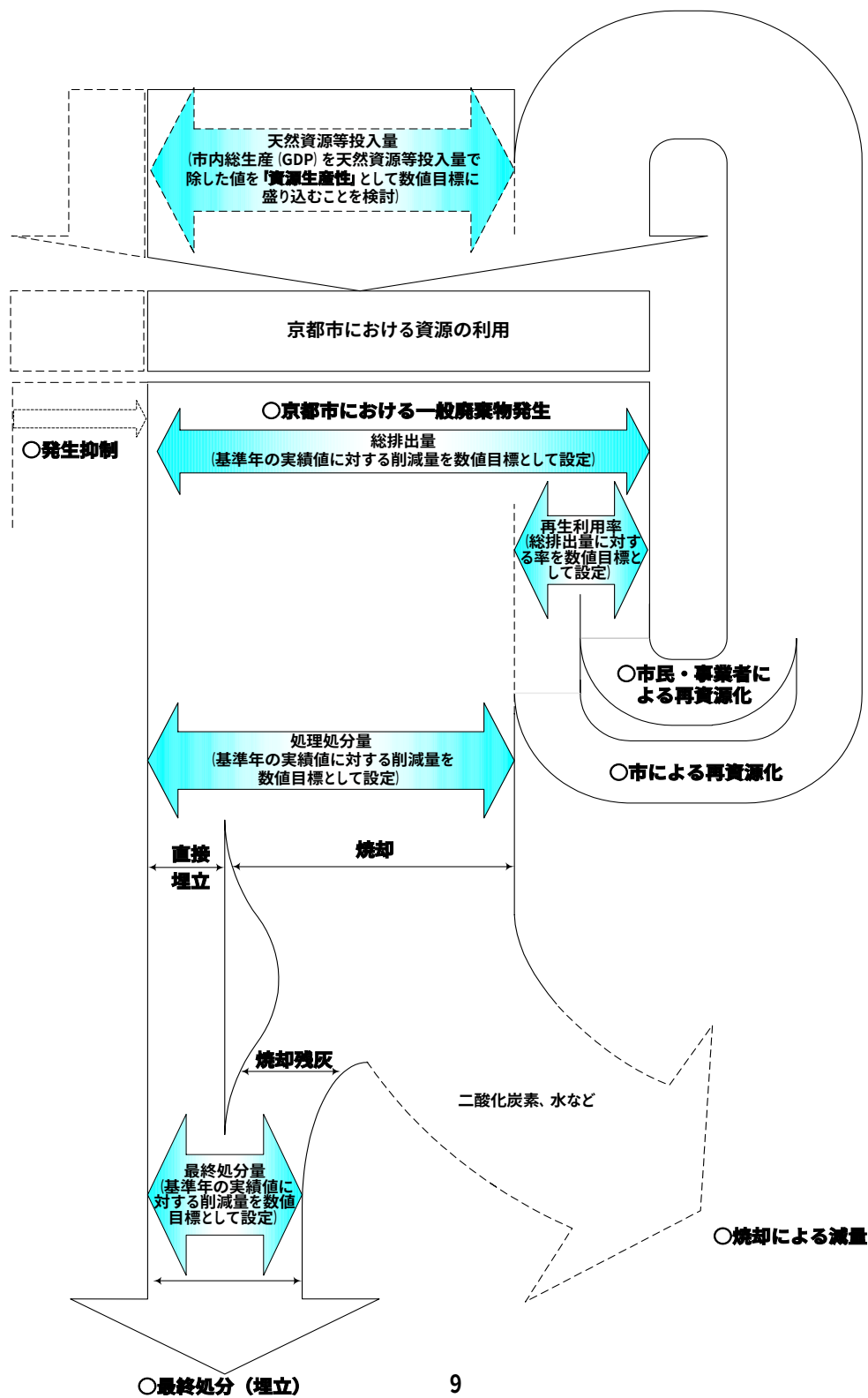
- ・計算には多くのデータが必要となる。
- ・数値の信頼性、更新性は低下する。

③ 上記のような数値による目標設定以外に、もっと別の目標設定の視点がありうるのか？

数値目標の設定について

ごみ量についての数値目標としては、①ごみの総排出量の削減率、②再生利用率、③市の処理処分量の削減率、④市の最終処分量の削減率を、設定すべきであると考えます。

また、国の循環型社会形成推進基本計画で示されている資源生産性（いかに、より少しの資源で、より大きな豊かさを得るかを表す値）や、ごみ減量に伴う二酸化炭素排出量削減率などについても、目標に盛り込むことを検討すべきであると考えます。

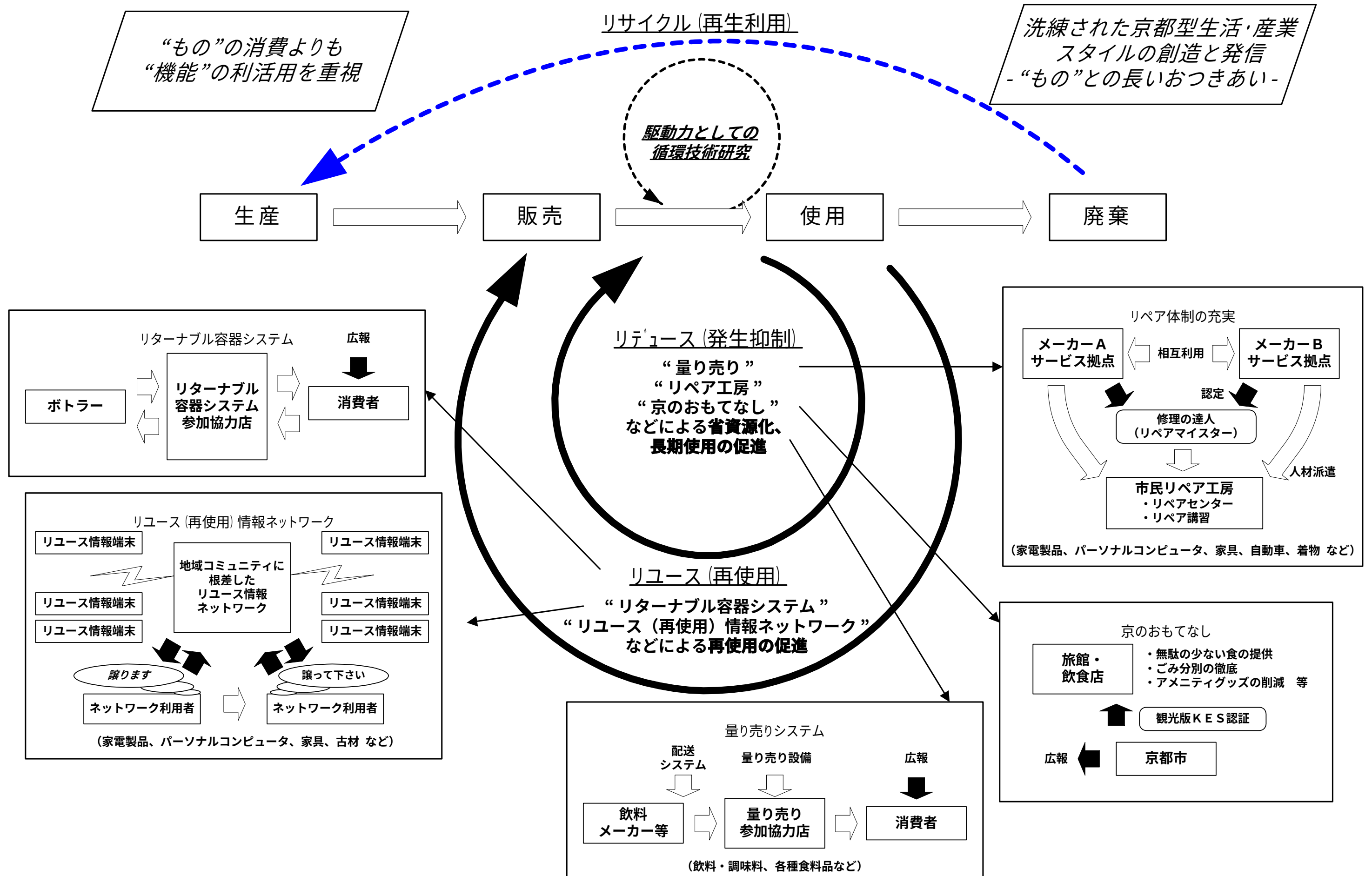


廃棄物処理法、循環基本計画、京都府の目標値

5

設 定 項 目	国の目標数値	京都府の目標数値（京都府循環型社会形成計画）
ごみ総排出量削減率	平成 9 年度⇒平成 22 年度：5 %削減（廃棄物処理法）	平成 11 年度⇒平成 22 年度：8.2 %削減
再生利用率	平成 22 年度：2 4 %（廃棄物処理法）	平成 22 年度：22.2 %
処理処分量削減率 （焼却処理量＋直接埋立量）削減率	平成 12 年度⇒平成 22 年度：20 %削減 （生活系・事業系ともに）（循環基本計画）	生活系：平成 11 年度⇒平成 22 年度：約 4.3 %削減 事業系：平成 11 年度⇒平成 22 年度：約 15 %削減
減量化率（総排出量に占める 焼却による減量の割合）	平成 9 年度（約 66 %）⇒平成 22 年度（約 63 %） （廃棄物処理法）	平成 11 年度（73.6 %） ⇒平成 22 年度（66.4 %）
最終処分量削減率	平成 9 年度⇒平成 22 年度：約 50 %削減（廃棄物処理法：一廃のみ）（循環基本計画：一廃＋産廃）	平成 11 年度⇒平成 22 年度：50 %削減
資源生産性 （=GDP／天然資源投入量）	平成 12 年度（約 28 万円／t） ⇒平成 22 年度（約 39 万円／t） （循環基本計画）	
循環利用率 （=循環利用量／（循環利用量＋天然資源投入量））	平成 12 年度（約 10 %）⇒平成 22 年度（約 14 %） （循環基本計画）	

上流対策に係る取組イメージ



上流対策（リデュース・リユース）の取組事例と今後の方向性（案）について

現在、京都市においては上流対策に関する事業者独自の様々な取組が実施されているが、市民の間に十分に浸透しているとは言い難い。

今後、進展していく必要があると考えられる上流対策の取組項目（例示）について、それぞれ京都市の特性や取組事例、今後の取組の方向性等について下表に示す。

	取組項目	京都の特性	取組事例	課 題	今後の取組（機能や体制の整備）の方向性（案）													
リ ユ ー ス	リ ユ ー ス 情 報 ネ ッ ト ワ ー ク	・ 京都は“ 学生のまち ” であり、学生、留学生 など短期居住人口の比 率が高く、中古製品の 譲渡ニーズは高い。 ・ 京都には、西陣織、清 水焼などに代表される 長い歴史に培われた高 度な技や、“ 良いものを 長く使う ” といった伝 統が残っている。	○不用品リサイクル情報案内システム 京都市では、平成9年度より市民からの「譲ります」という不用品リサイクル情報を電話回線を利用して 24 時間提供。電話、F A X、インターネットでの情報提供、登録受付を実施。 <table><tr><td>年度</td><td>1 2</td><td>1 3</td><td>1 4</td></tr><tr><td>総着信数</td><td>17,366</td><td>13,309</td><td>10,035</td></tr><tr><td>交換成立</td><td>348</td><td>205</td><td>153</td></tr></table>	年度	1 2	1 3	1 4	総着信数	17,366	13,309	10,035	交換成立	348	205	153	・画面上で商品の確認ができるなど、より利便性の高いシステムに していくための対策が必要。 ・システムを市民に周知させること、情報へのアクセス手段の多様 化が必要。 ・リユース品使用上の安全・安心を確保する手段が必要。 など	＜基本事項＞ 市民・事業者による独 自の取組を促すため の基本的要素として ・環境教育の充実 （エコロジーセンター のサテライト化、総合 学習への組み込み など） ・地域コミュニティの 活性化 ・市民への情報提供の 充実 などが重要。	・“ 皆でモノを大切に使う ” スタイルの普及。 ・より広域的な取組とし、効率的な輸送手法やリペアセンター等と の機能を組合せたシステムの構築。 など ＜行政の役割＞ ・リユース、リサイクルショップへの事業者の誘致。 ・リユース取引において、必要に応じてルールメイキングなどの支 援。 など
	年度	1 2	1 3	1 4														
総着信数	17,366	13,309	10,035															
交換成立	348	205	153															
リ デ ュ ー ス	リ ペ ア 体 制の充実		□☆販売店を活用した修理体制の構築 松下電器産業では、国内系列販売店のうち、修理やアフターフ ォローに対応できる約 3,000 店を「パナサービス工房」に認 定し、修理サービスを積極的に推進。	・個々のメーカーがそれぞれの事業範囲でリペアを実施しているた め非効率。 ・リペアシステムの市民への周知、利便性向上、コスト低減が課題。 など	・家電製品などリペアニーズの高いものについて、地域での利便性 の向上を図るためのリペアネットワークの構築。 など ＜行政の役割＞ ・メーカー等が利便性の高いリペアサービスを提供し得るよう、環 境整備（スペースの提供、市民への情報提供によるシステムの普 及啓発など）の面での支援。 など													
リ ユ ー ス	リ タ ー ナ ブ ル 容 器 システム	・ 京都は日本有数の“ 酒 どころ ” であり、びん 商による“ 一升びんの リターナブルシステ ム ” が機能してきた。 ・“ 九条ねぎ ”、“ 壬生菜 ”、 “ 聖護院だいこん ” な どの“ 京野菜 ” の露店 販売などによる、ばら 売り、量り売りが行わ れている。	□デポジット制度 京都市上京小売酒販組合は、47 店舗でデポジット制度を導入。 デポジットまたはリユース可能なびんにシールを貼り、デポジッ ト金額を加算して販売する。空きびんを消費者が持ち込んだ場合 はデポジット金額を支払う。 △リターナブルペットボトル、リターナブルびんに関する調査研究 ごみ減量推進会議内に「リターナブルプラスチック容器研究会」 を設置し、導入可能性等について検討を実施。 ⇒プラ容器へのリターナブル導入は衛生面での課題がある。 △一升瓶、ビール瓶回収協力店マップの作成（ごみ減量推進会議）	・システムへの参加店舗と非参加店舗で価格差が生じてしまうた め、販売全店の協力が必要となる。 など		・“ びん商 ” など古くからあるシステムの再活性化。 ・飲料メーカー、販売店の協力による、モデル地域・協力店でのリ ターナブル容器システム、量り売りの実施・拡大。 など ＜行政の役割＞ ・市民への情報提供によるシステムの普及啓発。 ・ワンウェイ容器の製造、販売に対しての規制に関する国等への要 望。 ・事業者への容器洗浄装置、デリバリーシステム、量り売り設備の 導入に対する支援。 など												
		量 り 売 り システム	☆焼酎の量り売り 宝酒造は焼酎の量り売りを実施。消費者は持ち込んだ容器に必要 な量だけ購入可能。 □☆イオングループは、酒類、野菜類、肉類、惣菜などを中心に、 ばら売りや量り売りを実施。	・事業者にとって、ワンウェイ容器と比較してコストデメリットが 生じる。（ワンウェイ：回収費は自治体負担、リターナブル：回 収費は事業者負担） ・びんは、他の容器と比べて、重い、割れやすいなど機能面で不利。 ・消費者の「返却が面倒」、「衛生面で不安」などの意識改革が必要。 ・リターナブルの利点を消費者に示す必要がある。 ・リターナブルの使用を事業者にとって有利にする必要がある。 ・回収拠点の多様化が必要。 ・高い使用率、近郊流通を実現するため、びん規格の統一やデポジ ット制について検討が必要。 など														
リ デ ュ ー ス	京 の お も て な し	・ 京都は国際観光都市で あり、国内外から多く の観光客が訪れる。 （「観光客」による廃棄物 量は、京都市の一般廃 棄物量の約 3 %と推定 される。）	□京都ホテルオークラ K E S の取得。 連泊客がタオル交換を断るためのカードの設置。 ごみ分別の徹底。 ☆無駄の少ない食の提供 ホテルグランヴィア大阪では、宴会場やバイキングレストランに 顧客から予約が入った時点で、人数や年齢層、男女比、利用目的 などを把握し、過去のデータを参照することで、生ごみの排出量 を抑制。	・食事の事前相談等の取組によるメリットを、旅館・飲食店等に周 知することが必要。 ・こういった取組を実施している旅館・飲食店等を観光客に周知す ることが必要。 など		・環境負荷が少なく、かつ利用者に受け入れられるシステムの構築。 など ＜行政の役割＞ ・“ 無駄の少ない食の提供 ”、 “ アメニティーグッズの削減 ”、“ リ ターナブルびんの導入 ”、“ 客室への分別ボックスの設置 ”などを 個別メニューとする「観光版 K E S 認定制度」の創設・運営（N P Oによる運営も考えられる）。 ・認証制度の普及啓発及び認証取得者の広報、表彰。 など												

○京都市の取組 △京都市が一部・関与支援する取組 □民間等による取組（京都市内） ☆他都市（全国）等での取組

●これらの取組が進展しない共通の原因

- ・市民がこれらの取組を行っている店舗やシステムを知らない
- ・市民にとって、割高である、利便性が悪い、保証制度が不十分である など
- ・事業者にとって、これらの事業は、同一の機能を持つ他の事業と比較してコスト的に割高になることが多い、消費者へのアピールが難しい など